

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要													
事 業 名	治山事業（予防治山事業）												
地 区 名	北設楽郡東栄町大字月字宮ノ上												
事業箇所	北設楽郡東栄町大字月字宮ノ上												
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。												
事業目標	【達成（主要）目標】 伏工（網）1,792m <sup>2</sup> を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。												
事 業 費	<table border="1"> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> <tr> <td>60百万円</td><td>□工事費</td><td>60百万円、□用補費</td><td>百万円、□その他</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>百万円</td></tr> </table>	事業費	内訳			60百万円	□工事費	60百万円、□用補費	百万円、□その他				百万円
事業費	内訳												
60百万円	□工事費	60百万円、□用補費	百万円、□その他										
			百万円										
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度												
事業内容	伏工（網）1,792m <sup>2</sup> を設置する。												
II 評価													
①事業の必要性	1) 必要性 当該地域では、山腹斜面の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。												
	判定 <b>A</b> B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。												
②事業の実効性	【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。												
	1) 事業計画 平成27年度に工事を60百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は60百万円の予定である。												
③事業の実効性	2) 地元の合意形成 合意済み												
	判定 <b>A</b> B : 事業計画の実効性が期待できる。												
【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。													
III 対応方針													
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容													
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】													
【主な評価内容】 治山施設の整備状況													